

つどいの家「はむろ」指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人高槻の高齢社会をよくする会が設置するつどいの家はむろ（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員（以下「地域密着型通所介護従事者」という。）が要介護〔要支援〕状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要介護〔要支援〕状態等となった場合に於いても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持回復並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護〔要支援〕状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護〔要支援〕状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）

「高槻市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（平成29年高槻市要綱）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 つどいの家はむろ
- (2) 所在地 高槻市土室町 36番5号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

(2) 地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕従業者

地域密着型通所介護従事者は指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の業務にあたる。

ア 生活相談員 1名以上

指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を、当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要とみとめられる数。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の利用申し込みに係る調整、他の地域密着型通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行う。

イ 看護師（看護師又は准看護師）1名以上

指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数。

ウ 介護職員（利用定員が15名を超える場合） 2名以上

指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数（提供単位時間数）を当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供している時間数で除して得た数が15人を越える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保するために必要と認められる数。

エ 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 祝日を含む月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9:00から16:30までとする。
- (3) サービス提供時間 9:55から15:10までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日16名とする。

(内容)

第7条 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス（一般浴）
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談、援助等）
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕を提供した場合の利用料の額は「地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）及び「高槻市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱」上の額とし、当該指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については700円（コーヒー、おやつ代込み）を徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 その他、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容および金額に關し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高槻市内一部地域（塚原、阿武山、氷室、土室、宮田、大和、南平台）とする。

(衛生管理及び感染症の対応策)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努

めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時における対応方法）

第12条 指定地域密着型通所介護（指定介護予防通所サービス）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、近隣の医療機関（依頼済み）などへ緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第14条 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に係る利用者

及び家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (5) 委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束）

- 第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 本事業所は、従事者の資質向上のための研修の機会を次のとおり研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行う。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 繼続研修 年 4 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらも秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約書の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定地或密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 本事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所サービス〕に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から最低 5 年間は保持するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人高槻の高齢社会をよくする会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 この規程は 平成 14 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は 平成 17 年 10 月 1 日から施行する。(昼食費の変更)
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(サービス提供時間、営業日の変更)
- この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。(実施地域の変更)
- この規程は、平成 21 年 9 月 21 日から施行する。(高齢者虐待防止の追加)
- この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する
- この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。(定員の変更ほか)
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。(利用者負担割合額の変更)
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(地域密着型通所介護への移行)
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(法改正による 営業時間 利用料の変更)
- この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。(個人情報の保護項目追加)
- この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。(サービス提供時間の変更)
- この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。(営業時間の変更)(衛生管理の追加)(昼食費の変更)
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(介護職員の配置基準記載変更)(衛生管理及び感染症対応策の変更)(業務継続計画策定等の追加)(虐待防止に関する事項の変更)(身体拘束の追加)(その他運営に関する事項変更)